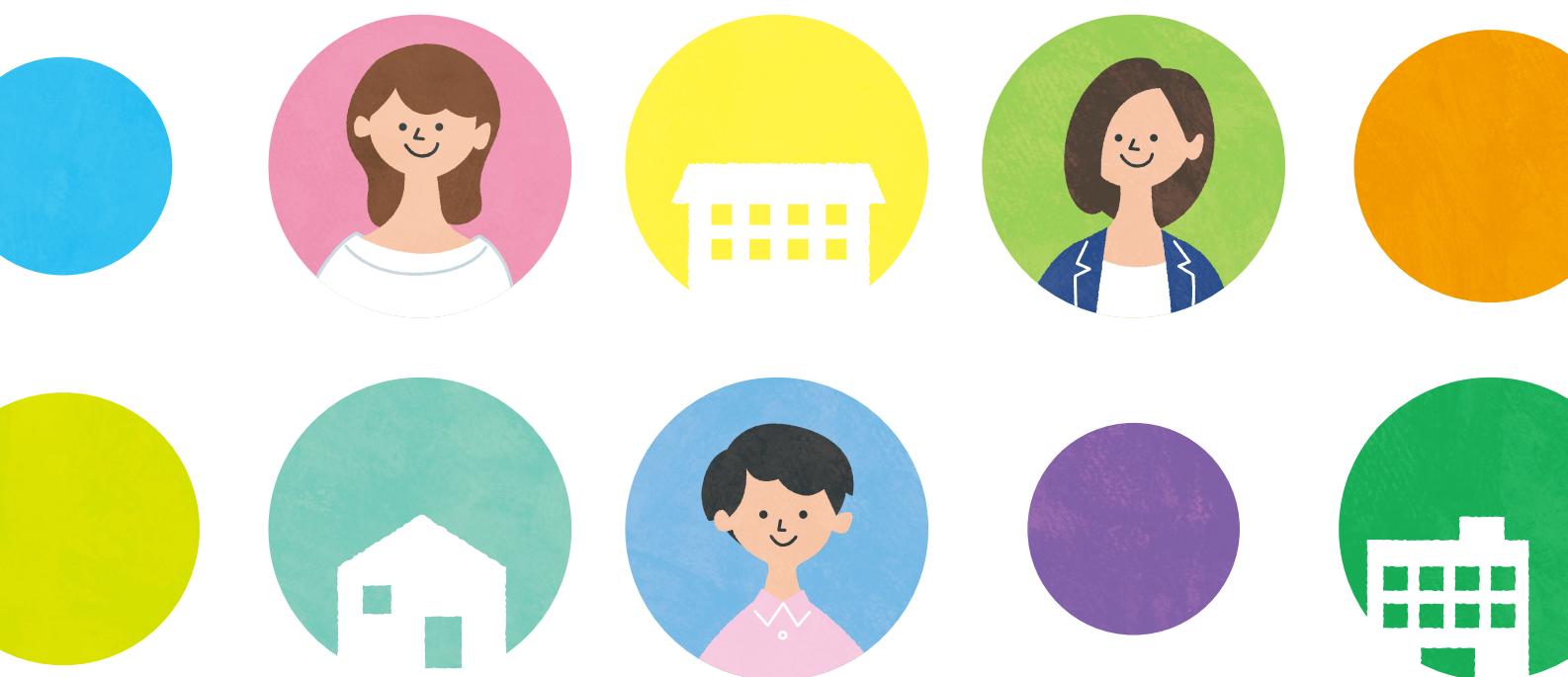


「はたらきたいけど誰に聞こう？」  
「どんな支援を受けられるのかな？」  
そう思った時にご覧ください。

# 精神障害者 就労支援 ガイドブック



# 「自信をもって、気持ちよく働きたい」 そんな思いをかなえるために。

誰もが、「自信をもって、気持ちよく働きたい」と考えるのは当たり前のことです。

しかしながら、世の中には、自分自身の不得手な部分に気づき、または気づかないまま、「生きにくさ」を感じている人がいます。

また、職場の仲間とうまく関係を築くことが出来なかつたり、職場で求められることへの対応が難しかつたりして、自信をなくしたり、周囲とトラブルになって、「働くこと」につらさを感じてしまっている人がいます。

ひと言で精神障害といっても、その特性はさまざまです。本人も周りの人も、お互いにわかりにくさを感じているかもしれません。

けれども、本人や家族、周囲の方々が理解を深めようと工夫し、一人ひとりにあった働き方を見つけ、適した方法で支援を行うことにより、得意な点を伸ばし、不得意な点をカバーすることができ、もっている本来の力をしっかりと発揮できるようになります。

「まず、どこに相談すればいいの?」

「どんな支援をしてもらえるの?」

このガイドブックでは、これまで各就労支援機関に寄せられた、そんなご相談に対してのアドバイスを物語風にまとめています。ぜひ、自分自身やご家族の現状と重ねながら、読み進めていただければと思います。



フローチャートから見る気づきから就労への道すじ ..... 04

**Aさんの物語** 20代女性  
～自分が頑張りすぎてしまうと思った時、どうする?～ ..... 07

**Bさんの物語** 40代男性  
～何度も就職にチャレンジしたい時、どうする?～ ..... 08

**Cさんの物語** 50代女性  
～一人では不安いっぱいの時、どうする?～ ..... 09

1 相談	10
2 障害者手帳	11
3 就労準備	12
4 就労相談	12
5 就労支援	13
6 職業訓練	13
7 就労	14
8 定着支援	15
参考：雇用者への支援	15
9 障害福祉サービス	16
参考：各機関の連絡先と住所	18

◎Aさん、Bさん、Cさんは、あくまでも架空事例です。実際に特定される人物ではありません。  
◎掲載内容は、平成31年3月現在のものです。今後、制度改正等により変更となる場合があります。

# フローチャートから見る 気づきから就労への道すじ

自分に合った  
仕事・会社を見つけよう!

ここでは、就労までの道すじをフローチャートによって示しています。  
ただし、すべての人に、このまま当てはまるわけではありません。  
途中からスタートする人もいれば、間のステップを飛ばす人もいるで  
しょう。ここではおおよその流れをつかんでいただき、就労までの道  
筋をイメージしていただければと思います。



## ①情報を得る・相談をする

### i 相談 P.10



障害者就業・生活支援センタ等の専門機関に相談する  
ことができます。

就労やリワークに向けた支援の専  
門機関に相談することができます。  
気になっていること、困っていること  
を相談しましょう。身近な相談機  
関を紹介してもらえることもあります。

### ii 障害者手帳 P.11



いろいろな制度の活用を考  
えたら、障害者手帳の取得を  
検討しましょう。

障害者手帳はお住まいの市町の福  
祉課で申請が行えます。取得でき  
る手帳の種類は人によって違います。  
受診している医療機関に相談  
してから申請をしていくと良いで  
しょう。

## ②就労に向けて 準備する

### i 就労準備 P.12



仕事に向け、規則正しい生活  
を心がけましょう。また、生活  
習慣を見直しましょう。

就労したいと焦っているかもし  
ませんが、身の回りの整理や整頓、  
規則正しい生活ができるで  
しょうか。じっくり準備しましょう。

### ii 就労相談 P.12



じっくり相談して自分に合っ  
た就労について話し合いま  
しょう。

「どんな仕事が自分には向いてい  
るのか」、相談しながら見つけてい  
くことができます。やりたいことや  
自分の得手・不得手がまだわから  
なくとも相談や、職場体験で気づ  
くこともあります。

### iii 就労支援 P.13



自分にあった就労のスタイル  
を考え、支援機関を活用しま  
しょう。

安心して働ける環境を支援機  
関と相談して探しましょう。見学、実習  
等の制度を活用しながら、実際の  
現場体験を通じて職場を知ること  
もできます。焦らずに見て、聞い  
て、体験することも検討しま  
しょう。

### iv 職業訓練 P.13



仕事の技能のほか社会人とし  
てのルールやマナーも身につ  
けます。

就労に向けて、職業訓練を受ける  
こともできます。仕事の技能を身に  
付けることはもちろん、社会人とし  
てのマナーやルールを学ぶことも  
大切です。

## ③就労先を見つけて定着を目指す

### i 就労 P.14



自分にあった仕事を探そう!  
就労のスタイルは1つではありません。  
自分の特性を知り、一般就労で働く  
か、福祉的就労で働くか自分に合  
った仕事の仕方を検討しましょう。  
支援機関も一緒に考えてくれます。

### ii 定着支援 P.15



継続して就労するために定  
着に向けたサポートを受け  
ましょう。

仕事に就いてからも、支援機  
関の支援を受けることができます。  
長く続けていくためには、ど  
んな支援が必要か支援機  
関と相談していくと良いで  
しょう。自分が利用できる制度を知  
っておくだけで、安心にもつながります。

### iii 障害福祉サービス P.16



生活の中で活用できる制度  
もあります。

家庭での生活を安心して送ること  
も大切です。障害者手帳を取得すると  
受けられる援助と、障害福祉制度の  
中で受けられる福祉サービス等があ  
ります。身近な相談機関へ相談をし  
ながら、活用について検討しま  
しょう。

### ここが ポイント!

障害のある人の働き方は、さまざまです。働き方により、受けられる支援が異なります。

- 障害を伝えないで働く  
→職場での特別な配慮は難しい
- 障害を伝えて働く  
→障害者手帳の取得等  
(障害者雇用率の算定対象)  
→職場で特別な配慮を受けることができる

通常の雇用

一般就労  
障害者雇用  
(特例会社を含む)

- 一般企業での就労が困難な場合、障害に配慮した環境や支援を受けながら働く  
→障害福祉サービス(訓練等給付)としての支援を受ける

雇用型  
就労継続支援A型

福祉的  
就労  
非雇用型  
就労継続支援B型

## 就労を成功させるコツ

### (1)自分に合った仕事であること

- 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、職業訓練機関などを利用して、自分に合った仕事を探ししましょう。
- 職業訓練を受けることは一つの方法ですが、自分に合った仕事がどんなものであるかをよく考えてから利用することが大切です。資格を取って訓練をしても、そのような仕事に就けるとは限りませんので、専門家によく相談し、納得した上で利用しましょう。

### (2)一緒に働く職場の人が、自分のことを理解してくれること

### (3)必要に応じて、自分を支援してくれる人がいたり、職場で配慮をしてもらえること

- 職場で理解してもらい、必要な支援を受けるため、ジョブコーチをおすすめします。

# 就職を考えているあなたへ

病院から、「働いても良いですよ」と言われ、自分も「働きたい」と思ったとき、どうすれば、働き始めることができるか、

社会に出て働くということは、対人関係がとても大切です。現実の社会の中でいろいろな経験を通じてお互いを少しずつ認め合っていくことで感情やストレスのコントロールができます。

ここでは就労支援機関に寄せられた相談を物語風に次の3人の例にまとめそのヒントを紹介いたします。

自分自身やご家族の現状と重ねながら、ご覧いただければと思います。



ケース1

## Aさんの物語

～自分が頑張りすぎてしまうと思った時、どうする?～

「頑張りたい、頑張ってないと負けた気がする」と一人であせっていた時、「あせっても逆にうまくいかないよ。一緒に確実にやりましょう」といろいろな人に助けてもらっています。

Aさんの  
プロフィール  
(20代女性)

数年お付き合いをしている彼氏と楽しく過ごしています。性格は真面目で頑張り屋のAさん、楽しみはオシャレをすること。気持ちが繊細で周囲の変化に弱く、調子を崩しやすいところがあります。



Aさんは高校生の時に統合失調症と診断されて、精神科クリニックのデイケアに通っています。そこで、人ととの関わり方を覚え、好きな人もでき、少しずつ自分に自信が持てるようになりました。調子はだんだん良くなっていますが、悪口を言われる幻聴や被害妄想は続いています。家族との折り合いが悪いので、デイケアスタッフに相談して、一人暮らしを始めています。一人暮らしはお金がかかります。障害基礎年金2級をもらっていますが、それだけでは生活できず、働きたくなりました。

### ①就労移行支援事業所を利用

デイケアスタッフの勧めで、就労移行支援事業所を利用しました。体力を付けたくて農作業や草刈り作業に参加しました。一生懸命やり過ぎてしまい、「自分のペースでやらないと長く続けることができないよ」とアドバイスをもらって、ペースを守って作業することができるようになりました。園芸や清掃などの実習も行いました。

### ②ジョブコーチを使いトライアル雇用へ

工場の食堂の清掃実習を行い、そのままトライアル雇用となりました。ジョブコーチの方にも入っていました。仕事手順マニュアルや体調チェック表を活用しながら、徐々に仕事や体調管理の大切さを覚えました。

### ③就労定着支援事業を利用

就職して半年が経とうとしていた時、以前利用していた就労移行支援事業所の方から、就労定着支援事業の説明を受け、利用することになりました。今は定期的に就労定着支援事業の方が訪問してくれ、仕事に関する悩みや生活のことなどの話を聞いてくれます。

その後のAさん



就労移行支援事業を利用するまでの私は「頑張らないと負けてしまう」と思い込んでいて、いつもペースを崩して、不調になって、仕事に行けなくなっていました。働き続けるためには、いろんな支援者の方の力を借りながら、ペースを守ってやっていくことが大切なんだなと思えるようになりました。今は「ありがとうございます、助かるよ!」と言われるとすごくうれしくて、この仕事を頑張ろうと思います。

## ケース2

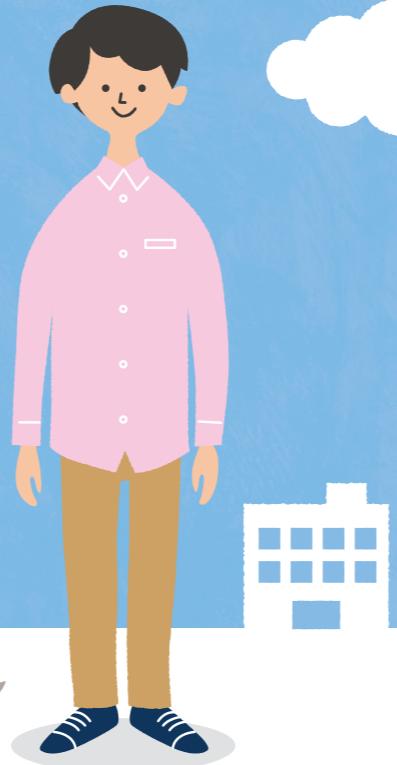
# Bさんの物語

～何度も就職にチャレンジしたい時、どうする？～

さまざまな支援やサービスを利用し、何度も希望する職種にチャレンジして、希望がかなった物語です。

### Bさんのプロフィール (40代男性)

一人暮らしで、多彩な趣味を持つBさんは、空手の有段者。スポーツ全般に興味を持ち、休日はバイクでお出かけする活発な性格の持ち主。ひとを笑わせるのが好きなBさんはお付き合いをしている彼女とも仲良く過ごしていますが、結婚には一步踏み出せないところがあります。



Bさんはとても真面目で頑張り屋です。高校に入って環境が変わって、高校1年生の2学期から周囲の視線が気になるようになりました。部活の先輩が怖かったり、対人関係で強いストレスを感じるようになりました。次第に幻覚や妄想がでて不登校となりました。両親も心配して精神科を受診した結果、統合失調症と診断され、治療に入りました。高校は退学しています。症状が少し落ち着いてくると、デイケアを利用してゆっくり対人関係を始めました。独特な被害感と妄想で、人と話していることが別の事柄につながって混乱してしまうことが多くありました。時間はかかりましたが、症状も安定してきたため、就職の意志を主治医に伝えたところ、就労経験もないことから就労移行支援を勧められました。

### ①就労移行支援利用1回目

身体を動かすことが好きで農作業を行いました。疲れについて自覚が薄く、どうしても頑張り過ぎてしまいます。自分に合った働き方ができるように「無理がないこと」、「疲れが分かること」を振り返りながらスタッフと一緒に作業をしました。1年後、農業の職場実習を行いました。週3日、1日3時間、社会適応訓練を利用して半年間頑張りましたが、職場からは仕事の覚えが良くないという評価で終了となりました。感覚的な作業でコミュニケーションがうまく取れなかったり、毎日やることが違う仕事が分かりにくかったことが原因だったと思います。

### ②就労移行支援利用2回目

今回も変わらず農業希望です。大きな園芸農家で仕事の流れが分業されていて、できるところを頑張ってやりました。週4日、1日3時間で職場実習を行い、委託訓練事業を利用して、週5日、1日5時間に少しずつ増やしていました。3ヶ月後、トライアル雇用で就職となりました。この時にペアで一緒に就職した方がいたことも安心でした。一緒に仕事をして1年後には自信について一人で仕事ができるようになりました。暑い日も頑張りました。2年後、助成金が終了するにあたり、仕事のペースが1人前ではないとの評価で残念ながら退職となりました。

### ③就労移行支援利用3回目

農業を営む会社へ職場実習に行きました。ここには相談できる専門の指導員がいました。職場実習中も、雇用の目安をハッキリ示してくれたので自分に合った仕事をいろいろ試し、相談しながら雇用に向けた実習ができました。実習後、週5日、1日4時間、トライアル雇用で就職することができます。

その後のBさん  
現在就職して4年目となります。今でも、被害妄想があつて気になることもあります。確認や相談をしながら続けています。会社からは「断れることが大事」として、「無理をしないように」と声を掛けてもらっています。なかなか言えなかったことですが、今は自分から正直な気持ちを言えるようになってきました。夢はがんばつたらかなうんですね！

## ケース3

# Cさんの物語

～一人では不安いっぱいの時、どうする？～

支援者や仲間の助けを得ながら仕事を続け、社会ともつながっています。

### Cさんのプロフィール (50代女性)

娘と一緒にアパートで暮らすシングルマザー。とても真面目で、近所付き合いや子育てを頑張っていますが、気になることが多く、悩みが尽きません。



20代のころ、出産後に気分の落ち込みや不眠、食欲不振などの症状が現れました。周囲にCさんのことを理解してくれる人は誰もいませんでした。精神科のクリニックを受診したところ、「育児うつ」と診断されましたが、現在は「そううつ病」で通院しています。子どもが小学校卒業後、派遣の仕事に就きましたが、病気への理解が得られず数ヶ月で退職しました。その後、しばらく無職の状態が続いていましたが、子供も大きくなり、働きたいと思い相談支援事業所に相談しました。

### ①就労移行支援事業所の利用

精神科主治医やケースワーカーと相談して、障害者雇用としての就職を目指すことにしました。しかし、プランクが長く不安があるので、就労移行支援事業所へ通所することにしました。もともと朝が苦手で家事もしないといけないので、週3日、午後から通所しました。仕事は丁寧にできますが、相手に気を遣いすぎてストレスを抱え込み、「これでよかったのか？」と不安になりやすいため、気になることは支援員に都度確認することを目標にしました。

### ②職場実習・就職

運転免許がなく、家事もしないといけないので、自宅付近で仕事を探しました。また、気になることをすぐに確認できる身近な存在がいると安心して力を発揮することができるため、すでに顔見知りの就労移行支援事業所の利用者（Fさん）と一緒に就職できないか検討しました。1つの仕事を2人で協力して行うことによって理解を示してくださった企業を見学・実習し、その後就職することができました。

### ③就職後のフォロー

最初、就労移行支援事業所の支援員が作業に付き添い、気になったことはすぐに確認できる体制を作ってくれました。慣れてきたところで支援員は外れ、Fさんと2人で数ヶ月仕事を行いました。気になったことはFさんに聞いたり、上司に聞いたり、電話で支援員に相談し、仕事をどんどん覚えていきました。現在は一人でできる自信がついたため、仕事の一部をFさんと切り離し、それぞれ一人で働けるようになっています。

### その後のCさん

今も気になることはたくさんありますが、通所していた事業所の就労定着支援事業を利用し、気になったことは早めに電話をして相談しています。定期的に訪問してもらって、仕事がしやすいように調整してもらい、仕事を続けることができています。

# ①相談 相談機関の特徴と紹介

現在の状況や困っていることなどを伝え、より相談を深めてくれる事業所や専門的な機関を紹介してもらうと良いでしょう。



## 1.精神保健福祉相談

### ●精神保健福祉総合相談

定期的に精神科医師による無料相談を実施しているほか、保健師や相談員による相談を随時受け付けています。精神の病気のほか社会復帰の相談もできます。障害のある本人だけでなく家族の相談もできます。  
健康福祉センターにより開催日が異なりますので、お近くの健康福祉センターへお問合せください。

●こころの電話相談	名称	TEL	内容
賀茂地域	0558-23-5560		
東部地域	055-922-5562		こころの問題についての悩み、精神保健に関する ことについての相談を受け付けています。
中部地域	054-285-5560		受付時間：月～金(祝日、年末年始は休み) 8:30～11:45、13:00～16:30
西部地域	0538-37-5560		

## 2.働くことや生活に関しての相談先

### ●障害者就業・生活支援センター

就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援・相談ができます。(P.21)

### ●障害者働く幸せ創出センター

障害のある人の働くことについて、広く支援しています。

所在地	TEL	管理運営
5風来館4階(静岡市葵区呉服町)	054-251-3515	NPO法人オールしづおかベストコミュニティ

## 3.その他就労に向けた訓練や雇用支援

### 制度内容

- 職場適応訓練制度(問合せ先:最寄りのハローワーク)
- 職業準備支援(問合せ先:静岡障害者職業センター)
- 職場復帰支援(リワーク支援) (問合せ先:静岡障害者職業センター)
- 事業主への障害者雇用支援制度 (問合せ先:静岡障害者職業センター)

- ・障害者トライアル雇用制度
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ支援)事業
- ・トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)
- ・その他の職業訓練等

※参照：詳しくは、精神保健福祉のしりり(静岡県健康福祉部障害者支援局)(www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/documents/seisinhontai.pdf)

## 4.相談支援事業所(障害福祉サービス)

地域で生活する障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用や地域への移行・定着支援を行います。

### 相談窓口

#### 指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者

### 事業内容

- 福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- 社会資源を活用するための支援
- ピアカウンセリング<sup>(注)</sup>
- 計画相談支援
- 社会生活力を高めるための支援
- 専門機関の紹介
- 地域相談支援(地域移行・定着)

※内容は各市町によって異なりますので、お住まいの市町へお問い合わせください。(P.23)

(注)同じような課題を持つ者同士によって行われるカウンセリング。

### 対象者

#### 障害のある人やその保護者など

# ②障害者手帳

障害者手帳とは、障害があることを認められた人が、自立や社会参加を促進することを目的とし、さまざまな福祉制度を活用するために必要な証明書の意味合いを持ちます。

精神障害のある人が取得できる障害者手帳の種類は「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」があります。手帳の種類や等級に応じて、各種サービスを受けたり、障害者雇用で就労したりすることができます。



## 1.精神障害者保健福祉手帳

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。精神障害者保健福祉手帳の申請は、市町の窓口で行い、知事の認定に基づいて交付されます。なお、精神障害者保健福祉手帳には、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級があります。

### 療育手帳

療育手帳の申請は、市町の窓口で実施しています。18歳未満の場合は児童相談所、18歳以上の場合は知的障害者更生相談所で障害の程度等の判定を受け、その結果に基づき、知事から交付されます。なお、療育手帳の障害の等級には、A(重度)とB(その他)があります。静岡県では、発達障害のある人への支援として、平成18年11月1日から知能指数(IQ)が80以上89以下で、かつ発達障害の診断を受けた者に対して交付されるようになりました。

## 2.障害者手帳で受けられるサービス

障害者手帳を取得することで、受けられる福祉制度やサービスがあります。

### ●税金の控除・免除

- 各種交通機関割引
- NHK受信料の減免
- 携帯電話料金の割引

### ●ヘルプマーク

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを、周囲の人に知らせるためのマークです。  
■配布場所：市町障害福祉担当課・保健所・県庁(障害者政策課・疾病対策課)

※等級や状態により異なる場合があります。

### 参考:医療機関を探すには?

下記は、静岡県で作成している医療機関を探すために役立つホームページですので活用しましょう。

### ●医療ネットしづおか

静岡県内の病院・診療所等に関する情報をインターネットを通じて、県民の皆さんに提供するシステムです。名称、所在地、診療科目などから、医療機関等や薬局を探すことができます。検索エンジンで「医療ネットしづおか」と検索してみてください。  
URL : <https://www.qq.pref.shizuoka.jp/qq22/qqport/kenmintop/>

### ●静岡県障害福祉課 精神保健福祉室 ホームページ

静岡県障害福祉課 精神保健福祉室では、精神障害の診療を行っていることを公表している県内の医療機関の一覧を紹介しています。

※指定自立支援医療機関(精神通院医療)医療機関名簿。

### ③就労準備

就労に向けてまず何をすべきか、障害の程度によって、あるいは目指す就労スタイルによって、異なってきます。  
就労に必要となる、社会性や生活能力を身に付けていきましょう。



#### ①精神科デイケア

社会復帰・社会参加を目指して精神科で治療をしている人に対して、日常生活のリズムを整えたり、仲間づくり、地域で生活したりするうえで、必要な技能を身に付けるためのさまざまなプログラム活動を行う、精神科通院医療の一つです。グループ活動を通じて人の関わり方を学ぶことや、生活リズムを整えることを目的としています。

#### ②地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づいて設置されている施設です。地域で暮らす障害のある人に対して、日常生活上の相談や就労支援、センター内のレクリエーション活動、地域住民とのふれあいなどを行っています。また、必要な社会資源の紹介や支援、病院からの退院や施設からの退所後の地域移行への援助など幅広い対応を目的としたサービスを提供しています。

#### ③自立訓練(生活訓練)(障害福祉サービス)

病院からの退院や一人暮らしなど、地域での自立した生活を目指す障害のある人に対して、生活能力(家事、健康管理、金銭管理など)を向上させるための訓練を実施します。

### ⑤就労支援

ひと口に就労支援といっても、さまざまな形があります。一人ひとりが置かれた状況やニーズに応じた支援を受けることにより、あなたに合った進路が見つかります。



## 1.障害者就業・生活支援センター

就職や継続的に働くことが困難な障害のある人に対して就業面と生活面の支援を一体的に実施。県内8か所に設置され、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら障害のある人の就労を支援します。

#### 支援内容

- ①就業支援 …… 就業に関する相談、就労訓練等のあっせん、就職活動の支援、職場定着に向けた支援等を行います。
- ②生活支援 …… 働く障害のある人の日常生活の自己管理に関する助言、生活設計に関する助言等を行います。

## 2.静岡障害者職業センター

障害のある人の職業自立のための職業相談から就職後の職場適応指導までの業務を専門的かつ総合的に行う機関です。



#### 支援内容

- ハローワーク(公共職業安定所)と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、うつ病等による休職者を対象とした職場復帰支援(リワーク支援)など、障害のある人の就労に関する支援・サービスを提供しています。

### 4.就労相談

「具体的に何から始めればいいのかわからない。」そんな時は、まずはハローワークに相談に行ってみましょう。  
専門的な知識をもつ担当者が、きめ細かく対応してくれます。



## 1.ハローワーク(公共職業安定所)

「職業紹介窓口」では、仕事の紹介をはじめ、「どんな仕事がいいのか決められない」「具体的な求職活動の仕方がわからない」など、就職に関するさまざまな相談に応じてくれます。障害のある人専門の相談窓口も用意されており、障害の特性に応じた就職支援を実施しています。

## 2.地域若者サポートステーション

ニート・ひきこもり等の理由で就労に悩む若者やその家族の相談に応じています。関係機関と連携しながら、就労に向けての支援を行います。

#### 事業内容

就労支援サポートによる個別相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などを実施。就労に向けてはもちろん、就労後の定着・ステップアップの支援も行っています。



### 6.職業訓練

職業訓練を受けることにより、求職活動がスムーズになるだけでなく、就労後の不安を減らすことができます。実際の企業に出かけて行う訓練では、より実践的なトレーニングが可能です。



## 1.就労移行支援事業所(障害福祉サービス)

企業等への就職を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練、求職活動に関する支援を行うほか、その特性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着の支援などを行います。

#### 訓練内容

- コンピュータ科 …… 文書作成、表計算、簿記会計、各種ビジネスソフト等
- 生産・サービス科 …… 機械操作コース:工作機械操作、測定作業等  
加工組立コース:電子電機部品加工、組立等  
流通・環境コース:販売バックヤード、清掃、縫製等

## 3.静岡県立あしたか職業訓練校

障害のある人を対象にした職業訓練を実施している施設です。施設内訓練(コンピュータ科、生産サービス科)では就労に必要な知識・技能を習得し、企業等への就職を目指します。

#### 訓練内容

## 7 就労

就労先の違いによって、働き方や賃金などの条件が変わってきます。それぞれの特徴と、自分がやりたいこと・できることを見きわめて、自分のペースで働く環境を見つけましょう。



私たちの地域における企業の例を紹介します。

### 1.一般就労

#### 株式会社 中静工業所 (静岡市清水区)

##### 事業所の説明

中静工業所は、自動車、家電品、産業機器などの各種ワイヤーハーネスや成形品、電装組立品の製造販売をしている会社です。現在の生産拠点は、国内5工場、タイ1工場あります。従業員、267名(2019.1現在)の内、障害のある人は、6名の方がいます。独自の「製造技術」や「品質保証システム」が高く評価され、国内大手自動車メーカーや家電メーカーに製品が採用されています。

##### 仕事内容

障害のある人の働く現場は、主に全自動切断圧着端子の目視検査と導通検査作業です。端子の種類や製品は、100種類以上あり、自分の専用台にて拡大鏡や専用検査機を使い丹念に検査していきます。仕事初め3ヶ月間は、一般従業員と同様にダブルチェックをして、精度を上げてきました。また、チームのリーダーは、毎日の日報をみて彼らの変化を受止め、常に環境に配慮した職場を提供しています。



### 2.特例子会社

#### 株式会社 旭化成アビリティ 富士営業所 (富士市)

##### 事業所の説明

旭化成の障害者雇用の特例子会社として、1985年に設立。全国に本社を含め6か所営業所があります。富士営業所は、旭化成株式会社 富士支社に隣接した場所にあり、業務1課と業務2課に分かれています。現在職員44人中40人が障害のある人です。(知的障害者10人、精神障害者10人、身体障害者20人、2019.1現在)

それぞれ、課員全員が自己紹介シートを作成公開し、お互いに障害を理解しあいまたグループリーダーによる面談(入社1か月、3か月等)を実施、外部支援機関の協力を得て、長期にわたり雇用が進んでいます。

##### 仕事内容

業務1課は、クリーンングループと環境整備グループです。業務2課は、事務サポートグループとOAグループです。旭化成株式会社の業務がほとんどで、第1課は、洗浄業務、清掃、福祉施設管理、緑化など。又業務2課は、印刷・コピー・製本業務、サンプル・パンフレット・冊子などの発送業務、メールマガジンの発行、講習会、国家資格受験等の取次業務などを行います。



## 8 定着支援

就労の継続には就労支援機関の支援がとても大切です。定着に向けたサポートを受け、安心して働く環境を整備しましょう。



### 1.障害者就業・生活支援センター(再掲)

#### 支援内容

- ①就業支援 …… 就業に関する相談、就労訓練等のあっせん、就職活動の支援、職場定着に向けた支援等を行います。
- ②生活支援 …… 働く障害のある人の日常生活の自己管理に関する助言、生活設計に関する助言等を行います。

### 2.静岡障害者職業センター(再掲)

#### 支援内容

ハローワーク(公共職業安定所)と連携し、職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業、うつ病等による休職者を対象とした職場復帰支援(リワーク支援)など、障害のある人の就労に関しての支援・サービスを提供しています。

### 3.ジョブコーチの派遣

#### 支援内容

障害のある人への支援として、仕事に適応する(作業能率を上げる、作業ミスを減らす)ための支援、人間関係・職場のコミュニケーションや基本的労働習慣に関する支援、通勤に関する支援などを実施します。事業主への支援として、障害を適切に理解し配慮するための支援、仕事の内容や指導方法を改善するための助言、提案等を行います。そのほか、家族への支援も実施しています。

### 4.就労定着支援事業(障害福祉サービス)

#### 支援内容

平成30年度から創設された障害福祉サービスの一つです。就労移行支援事業等の障害福祉サービスを利用して一般企業へ就労した障害のある人で、働くこと(就労)に伴う環境の変化などにより生活面の課題などが生じている人に対して、定期的な訪問や相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。

### 1.障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)

雇用者に向けた支援を受けている事業者は、障害のある人への理解が深く、就労しやすい環境にあります。

### 2.短時間トライアル雇用奨励金

精神障害のある人等について、雇い入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3ヶ月以上12ヶ月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行運用を行う事業主に対し、助成されます。障害のある人1人につき、月2万円の奨励金が支払われます。

### 3.職場復帰支援(リワーク支援)

うつ病などの精神疾患により休職中の方を対象として、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供します。

### 4.障害者職場定着支援奨励金

障害のある人の職場適応、職場定着を図るために、障害のある人を雇い入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業者に対して奨励金が支給されます。短時間労働者以外の場合、2年間(精神障害のある人の場合は3年)、大企業は月3万円、中小企業は月4万円が支給されます。

参考  
.. 雇用者への支援

## 9 障害福祉サービス

障害がある成人が対象になるサービスを紹介します。お住まいの自治体によって制度の有無や、支給対象になる手帳・等級が異なることがあります。詳しくは市町の障害福祉課などにお問合せください。



### 1. 障害福祉サービスを知るために

#### 市町の障害福祉課

様々な問題について、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。市町が委託した相談支援事業所もありますので、市町の障害福祉課などで紹介してもらいましょう。

### 2. サービス利用までの流れ

#### 利用するサービスを検討

市町の窓口(P.23)等に相談できます。



#### サービス利用申請

利用したいサービスが決まったら  
市町の窓口(P.23)に希望を伝えます。

#### サービス等 利用計画案の作成

利用決定にはサービス等利用計画が必要になりますので、計画相談事業所で作成します。



計画相談  
計画相談支援では障害のある人がどんな形で障害福祉サービスを利用すればよいかを相談することができます。担当者が本人や家族から面談で聞き取りをしてサービス等利用計画を作成します。利用開始後は定期的に本人と面談してモニタリングを行い、必要があれば利用計画の見直し・修正をします。計画相談支援は無料で利用できます。

#### 支給決定

市町で認定調査や審査会を経て支給決定されます。

#### 受給者証の発行

支給決定されると、障害福祉サービス受給者証が発行されます。

#### 利用

受給者証が手に入ったら、  
事業所と利用契約を行い、  
サービスの利用を開始します。



## 3. 主な就労系福祉サービス

#### 就労移行支援 (障害福祉サービス)

企業等への就職を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練、求職活動に関する支援を行うほか、その特性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着の支援など行います。

※お近くの事業所については、お住まいの市町にお問い合わせください。

#### 就労定着支援 (障害福祉サービス)(再掲)

平成30年度から創設された障害福祉サービスの一つです。就労移行支援事業等の障害福祉サービスを利用して一般企業へ就労した障害のある人で、働くこと(就労)に伴う環境の変化などにより生活面の課題などが生じている人に対して、定期的な訪問や相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援をします。

#### 就労継続支援 (障害福祉サービス)

障害福祉サービス事業所の支援を受けながら、一般企業等で働くことが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動などを通じて知識や能力の向上に必要な訓練を実施するものです。

##### ●就労継続支援A型事業所(雇用型)

一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約を結んで就労の機会を提供するもの。

##### ●就労継続支援B型事業所(非雇用型)

雇用契約を結ぶことが困難な人に、非雇用型の就労の機会を提供しています。  
就労移行支援事業所等で、どのような働き方が適切か評価してもらう必要があります。

※お近くの事業所については、お住まいの市町にお問い合わせください。

## 4. その他の支援、手当など

#### ①医療費の支援

##### 自立支援医療(精神通院医療)

登録をした精神科の医療機関に受診をした時や薬局の窓口で受給者証を提示すると、医療費の健康保険自己負担が3割から原則1割負担になります。自己負担分も収入によって全額もしくは一部免除になります。市区町の窓口に申請書と診断書を提出します。1年ごとに更新があり再申請が必要です。

#### ②障害年金

障害があり生活や仕事に制限がある65歳以下の人も含めて年金を受け取ることができる制度です。年金を受給するためには、医療機関に受診をし、診断を受け、診断書を作成してもらう必要があります。申請が複雑で認定を受けるのが難しいため、スムーズに障害認定を受けるには申請に詳しい社労士や行政書士に相談するのも1つの方法です。ただし、申請しても必ずしも年金の受給ができないこともあるため、医療機関、相談機関によく相談してから申請をしましょう。

●障害基礎年金 … 国民年金に加入している障害のある人で、初診から1年6ヶ月が経過し、未納期間が一定以下の人には障害基礎年金が支給されます。障害の重さにより1級と2級に分かれています。支給額が異なります。市区町の窓口もしくは年金事務所で申請します。

●障害厚生年金 … 国民年金ではなく厚生年金に加入している場合の年金です。障害の重さによって1級から3級に分かれています。勤続年数や収入により支給額が計算されます。1・2級の人は障害基礎年金も合わせて受給できます。市区町の窓口もしくは年金事務所で申請します。

●障害手当金 …… 厚生年金に加入している障害のある人の中でも、障害厚生年金の受給基準より障害の軽い人も、認定されれば一時金が支給されます。勤続年数や収入により支給額が計算されます。年金事務所で申請します。

※詳しくは、日本年金機構の障害基礎年金の受給要件等を参照してください。

# 参考 各機関の連絡先と住所

## 1 相談

### 1. 地域活動支援センター・相談支援事業

事業所の紹介		
名称	所在地	TEL
南伊豆地域生活支援センターふれあい	〒415-0151 加茂郡南伊豆町青市868-2	0558-62-2911
サポートセンターいとう	〒413-0011 熱海市田原本町9-1 熱海第一ビル2階	0557-82-5680
サポートセンターゆめワーク	〒410-2315 伊豆の国市田原1259-294	0558-75-5600
サポートセンター絆	〒410-2315 伊豆の国市田原1259-293	0558-77-1221
やまいも俱楽部	〒412-0046 御殿場市保土沢1080-78	0550-80-0557
地域活動支援センターうぐいす	〒410-1118 裾野市佐野1466-1	055-993-1455
サポートセンターなかせ	〒410-0811 沼津市中瀬町17-11	055-935-5680
サポートセンターなかせ三島分室※1	〒411-0036 三島市一番町7-19 高野ビル4階	055-991-1180
地域生活支援センターふれあい沼津	〒410-0863 沼津市本字下一丁田897	055-954-2735
地域活動支援センターきさらぎ	〒410-0317 沼津市石川828-3	055-967-5952
就労継続支援B型 柿田川作業所	柿田川作業所	〒411-0903 駿東郡清水町堂庭221-1
	相談事業所ゆうすい	清水町福祉センター内
相談支援事業所ゆううん※1	〒411-0934 駿東郡長泉町下長窪1122-2	055-941-6015
地域活動支援センター ゆうゆう	〒417-0801 富士市大淵2815-1	0545-35-2911
サポートセンターほっと※1	〒417-0056 富士市日乃出町165-1 サンミック静岡ビル104号	0545-32-8160
地域活動支援センターふらっと指定相談支援事業所	〒418-0005 富士宮市宮原7-1	0544-22-0766
はーとばる	〒424-0934 静岡市清水区村松原3-14-8	054-337-1746
静岡市支援センターみらい	〒422-8006 静岡市駿河区曲金3-1-30	054-285-8870
静岡市支援センターなごやか	〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1	054-249-3189
地域活動支援センター大井川心愛※2	〒421-0205 焼津市宗高950-1	054-662-0076
ハートケアセンターこころ	〒428-0007 島田市島581-14	0547-46-5561
藤枝市地域活動支援センターさずな※1	〒426-0061 藤枝市田沼3丁目1-9	054-636-7700
地域支援センターぱれっと※1	〒426-0021 藤枝市城南1丁目5-5 ガゼルの森	054-631-7272
暁※1	〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目1-2	054-620-9202
生活支援センターわおん※1	〒425-0045 焼津市弥宜島345-1	054-624-3077
地域活動支援センターレタスクラブ※1	〒421-0303 吉田町片岡1996-1	0548-34-2000
地域活動支援センターはぐるま※1	〒421-0421 牧之原市細江701-4	0548-22-5529
生活支援センターやまばと	〒421-0412 牧之原市坂部2151-2	0548-29-0221
相談支援事業所・Mネット	〒437-1507 菊川市赤土1660-1	0537-73-1020
生活支援センターいつでも※1	〒436-0083 掛川市菌ヶ谷632	0537-62-4708

事業所の紹介		
名称	所在地	TEL
生活支援センターいつでもおまえざき※1	〒437-1622 御前崎市白羽6171-1 御前崎支所3階	0548-63-1251
さわや家※1	〒436-0033 掛川市篠場779-2	0537-22-2312
生活支援センター袋井いろいろ	〒437-0061 袋井市久能2497-16	0538-45-1650
生活支援センターいろいろ※1	〒438-0086 磐田市見付5883-5	0538-39-6377
磐田市障害者相談支援センター※1	〒438-0077 磐田市国府台57-7 3階	0538-84-6661
相談支援事業所だんだん※1	〒431-3111 浜松市東区中郡町474	053-589-3027
地域活動支援センターだんだん※1	〒433-8101 浜松市北区三幸町201-4	053-420-0802
はまかぜ	相談支援事業所	053-440-4080
	地域活動支援センター	〒432-8063 浜松市南区小沢渡町2760
ナルド	相談支援事業所	053-437-4609
	地域活動支援センター	〒431-1304 浜松市北区細江町中川7220-7
ぼるた※1	〒434-0026 浜松市東美薦591-1	053-586-8855
はまたた地域活動支援センター※1	〒434-0026 浜松市東美薦591-1	053-584-6307
地域活動支援センターわかすぎ工房※1	〒431-3901 浜松市天竜区佐久間町佐久間2530	053-965-0056
ぶらたなす※1	〒430-0901 浜松市中区曳馬二丁目8-19	053-544-6051
湖西市障害者相談支援事業所アマル	〒431-0431 湖西市鷺津5311	053-523-9090

※1 相談支援事業のみ、※2 地域活動支援センターのみ

### 2. 公益社団法人 静岡県精神保健福祉社会連合会 事務局

事業所の紹介		
所在地	TEL	
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合福祉社会館 シズウェル3階		
	054-273-7310	

## 参考 各機関の連絡先と住所

### 2 就労相談

#### 1. ハローワーク(公共職業安定所)

事業所の紹介			
名称	所在地	TEL	
ハローワーク下田	〒415-8509 下田市4-5-26	0558-22-0288	
ハローワーク三島	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 (三島労働総合庁舎1階)	055-980-1300	
ハローワーク伊東	〒414-0046 伊東市大原1-5-15	0557-37-2605	
ハローワーク沼津	〒410-0831 沼津市市場町9-1 (沼津合同庁舎1階)	055-931-0145	
ハローワーク御殿場	〒412-0039 御殿場市竜字水道1111	0550-82-0540	
ハローワーク富士	〒417-8609 富士市南町1-4	0545-51-2151	
ハローワーク富士宮	〒418-0031 富士宮市神田川町14-3	0544-26-3128	
ハローワーク清水	〒424-0825 静岡市清水区松原町2-15 (清水合同庁舎1階)	054-351-8609	
ハローワーク静岡	〒422-8045 静岡市駿河区西島235-1	054-238-8609	
ハローワークプラザ静岡	〒420-0853 静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1階	054-250-8609	
ハローワーク焼津	〒425-0028 焼津市駅北1-6-22	054-628-5155	
ハローワーク島田	〒427-8509 島田市本通1丁目4677-4 (島田労働総合庁舎1階)	0547-36-8609	
ハローワーク榛原	〒421-0421 牧之原市細江4138-1	0548-22-0148	
ハローワーク掛川	〒436-0073 掛川市金城71	0537-22-4185	
ハローワーク磐田	〒438-0086 磐田市見付3599-6 (磐田地方合同庁舎1階)	0538-32-6181	
ハローワーク磐田駅前庁舎	〒438-0078 磐田市中泉1丁目6-16 天平のまち2階	0538-21-3662	
ハローワーク浜松	〒432-8537 浜松市中区浅田町50-2	053-541-8609	
ハローワーク浜松 アクトタワー庁舎	〒430-7707 浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー7階	053-457-5160	
ハローワーク細江	〒431-1302 浜松市北区細江町広岡312-3	053-522-0165	
ハローワーク浜北	〒434-0037 浜松市浜北区沼269-1	053-584-2233	

#### 2. 地域若者サポートステーション

事業所の紹介			
名称	所在地	TEL	
しづおか東部若者サポートステーション	〒411-0855 三島市本町12-4 小林ビル2階	055-943-6641	
静岡地域若者サポートステーション	〒424-0823 静岡市清水区島崎町223 清水テルサ2階	054-351-7555	
静岡地域若者サポートステーション 藤枝サテライト	〒426-0033 藤枝市小石川町4-1-11 サンライフ藤枝内	054-631-9077	
地域若者サポートステーションかけがわ	〒436-0030 掛川市杉谷南一丁目1番30号 希望の丘中部ふくしあ1階	0537-61-0755	
地域若者サポートステーションはままつ	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目13-3 ウィステリアE-one 3階 浜松市若者コミュニティプラザ内	053-453-8743	

### 3 就労支援

#### 1. 障害者就業・生活支援センター

事業所の紹介			
名称	所在地	TEL	所管区域
賀茂障害者就業・生活支援センター わ	〒415-0035 下田市東本郷1-7-21	0558-22-5715	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
障害者就業・生活支援センター おおむろ	〒413-0232 伊東市八幡野1259-21	0557-53-5501	熱海市、伊東市
障害者就業・生活支援センター ひまわり	〒410-0301 沼津市宮本5-2	055-923-7981	沼津市、御殿場市、裾野市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、小山町、長泉町、清水町、函南町
富士障害者就業・生活支援センター チャレンジ	〒417-0847 富士市比奈1481-2	0545-39-2702	富士市、富士宮市
障害者就業・生活支援センター さつき	〒421-1211 静岡市葵区慈悲尾180	054-277-3019	静岡市
障害者就業・生活支援センター ばらんち	〒427-0011 島田市東町241	0547-36-8985	焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町
静岡中東遠障害者就業・生活支援センター ラック	〒437-0062 袋井市泉町2-10-13	0538-43-0826	袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町
障害者就業・生活支援センター だんだん	〒433-8101 浜松市北区三幸町201-4	053-482-7227	浜松市、湖西市

#### 2. 静岡障害者職業センター

事業所の紹介			
名称	所在地	TEL	
静岡障害者職業センター	〒420-0851 静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7階	054-652-3322	

# 参考 各機関の連絡先と住所

## 3 就労支援

### 3. テクノカレッジ

事業所の紹介		
名称	所在地	TEL
沼津テクノカレッジ	〒410-0022 沼津市大岡4044-24	055-925-1071
清水テクノカレッジ	〒424-0881 静岡市清水区楠160	054-345-2032
浜松テクノカレッジ	〒435-0056 浜松市東区小池町2444-1	053-462-5602

### 4. あしたか職業訓練校

事業所の紹介		
名称	所在地	TEL
静岡県立あしたか職業訓練校	〒410-0301 沼津市宮本5-2	055-924-4380

## 4 市町の窓口

名称	担当課	所在地	TEL
下田市	福祉事務所	〒415-8501 下田市東本郷1-5-18	0558-22-2216
南伊豆町	健康福祉課	〒415-0392 南伊豆町下賀茂315-1	0558-62-6233
東伊豆町	住民福祉課	〒413-0411 東伊豆町稻取3354	0557-95-6204
河津町	保健福祉課	〒413-0595 河津町田中212-2	0558-34-1937
松崎町	健康福祉課	〒410-3696 松崎町宮内301-1	0558-42-3966
西伊豆町	健康福祉課	〒410-3514 西伊豆町仁科401-1	0558-52-1961
熱海市	社会福祉課	〒413-8550 热海市中央町1-1	0557-86-6335
伊東市	社会福祉課	〒414-8555 伊東市大原 2-1-1	0557-32-1532
沼津市	障害福祉課	〒410-8601 沼津市御幸町16-1	055-934-4829
三島市	障がい福祉課	〒411-8666 三島市北田町4-47	055-983-2612
御殿場市	社会福祉課	〒412-0042 御殿場市萩原483	0550-82-4238
裾野市	障がい福祉課	〒410-1192 裾野市佐野 1059	055-995-1820
伊豆市	社会福祉課	〒410-2413 伊豆市小立野 38-2	0558-72-9863
伊豆の国市	障がい福祉課	〒410-2396 伊豆の国市田京299-6	0558-76-8007
函南町	福祉課	〒419-0192 函南町平井717-13	055-979-8127
清水町	健康福祉課	〒411-8650 清水町堂庭210-1	055-981-8204
長泉町	福祉保険課	〒411-8668 長泉町中土狩828	055-989-5512
小山町	住民福祉課	〒410-1395 小山町藤曲57-2	0550-76-6661
富士宮市	障がい療育支援課	〒418-8601 富士宮市弓沢町150	0544-22-1145
富士市	障害福祉課	〒417-8601 富士市永田町1-100	0545-55-2911
静岡市	障害者福祉課	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	054-221-1197
島田市	福祉課	〒427-8501 島田市中央町1-1	0547-36-7154
焼津市	地域福祉課	〒425-8502 焼津市本町5-6-1	054-626-1127
藤枝市	自立支援課	〒426-8722 藤枝市岡出山 1-11-1	054-643-3149
牧之原市	社会福祉課	〒421-0422 牧之原市静波1024-3	0548-23-0072
吉田町	福祉課	〒421-0395 吉田町住吉 87	0548-33-2104
川根本町	健康福祉課	〒428-0313 川根本町上長尾627	0547-56-2224
磐田市	福祉課	〒438-0077 磐田市国府台57-7	0538-37-4919
掛川市	福祉課	〒436-8650 掛川市長谷 1-1-1	0537-21-1139
袋井市	しあわせ推進課	〒437-8666 袋井市新屋1-1-1	0538-44-3114
御前崎市	福祉課	〒437-1692 御前崎市池新田5585	0537-85-1121
菊川市	福祉課	〒439-0019 菊川市半済 1865	0537-37-1252
森町	保健福祉課	〒437-0215 森町森 50-1	0538-85-1800
浜松市	障害保健福祉課	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2	053-457-2034
湖西市	地域福祉課	〒431-0492 湖西市吉美 3268	053-576-4532



□発 行／静岡県健康福祉部障害者支援局

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6  
TEL.054-221-3619 FAX.054-221-3267

□制作協力／特定非営利活動法人オールしづおかベストコミュニティ

平成31年3月発行